

(新)クラブ細則 第6条第3節 (追加)

会費納入の特例

永く在籍のクラブ会員が高齢や病気の為、毎週の例会出席が叶わない場合、特例として例会出席の都度登録料を支払うことで例会やクラブ行事に参加する事ができる。その場合の年会費は60,000円とする。

但し第3条に規定する選挙と任期又総会の議決権を持たない。

特例の条件

本人または親族などの代理人による申請書を理事会に提出し受理された場合に限り会員資格を得る。納入の会費はクラブ維持費や人頭分担金に充てる事とする。